

# 2015年12月議会一般質問要録

## TPP、原発、教育、福祉問題など質問

おさべ県議は、12月議会で安保法制、TPP、原発、教育、福祉の5分野29項目にわたって質問を行い知事の姿勢を質しました。

### 1、集団的自衛権について

おさべ；安全保障関連法が国民の反対の中、可決・成立。安倍首相はその後も説明していくと言っているが、十分な説明があったとは全く思えないが、これまでの政権与党の対応について所見を伺う。



知事；現段階では、我が国の安全保障政策について、国民の理解が十分に深まっていない状況にあると認識している。環境変化を踏まえ、国政の場で、戦争をしないために、抑止力、外交がどうあるべきか、リスクを高める可能性がある平和維持活動への対応など、本質的な議論が重ねられるべきと考えている。

### 2、TPPについて

#### (1) 政府のTPP関連政策大綱について

おさべ；政府が決定した総合的なTPP関連政策大綱について、「来夏の参院選を控え、農業界の反発を優先したのではないか」「対策の規模があらかじめ限定され、短期間で内容が決定されることに対する農家の不安は根強い」などの社説もあるが、農業分野での子の大綱に対する所見を伺う。

知事；本県において特に影響が懸念される米については、政府備蓄運営が見直されるものの、輸入米の流通量増加による国産米価格への影響や、備蓄後の放出による非主食用米の需給等への影響が懸念され、今後の舞台的な制度設計を見極める必要があると考えている。畜産については、経営安定対策が拡充され、畜産経営の継続・発展に寄与するものと考えているが、体質強化が十分に進んでいない畜産農家へのセーフティネットをどうすべきか、今後の検討が必要と考えている。

## (2) 備蓄米の運営見直しの影響について

おさべ；買い入れた備蓄米を3年後に飼料用米などとして市場に流すとのことであるが、これまで飼料用米の生産を奨励してきた本県のコメ政策に大きな影響を与えると考えるが、所見を伺う。また、これにより生ずる差損を税金で穴埋めすることについて所見を伺う。

知事；制度設計の詳細が明らかでないため、非主食用米の需給に与える影響は、今のところ明らかでない。早期に制度内容を明確にするとともに、制度の運用にあたっては、国内の非主食用米の需給や価格形成に影響を与えないよう十分な配慮が必要である。備蓄制度は、食料安全保障を確保するための必要なコストであると考えている。

## (3) コメの輸入枠拡大を踏まえた対応について

おさべ；知事はこれまで、少なくとも主食であるコメについては、関税撤廃の対象から除外し、国内の主食用米に影響を与えないよう断固たる姿勢で臨むべきと、繰り返し国に求めてきた。この度の大筋合意でのコメの輸入枠拡大は、これまでの知事の発言からすると到底受け入れがたいものであり、知事は当然に、我が国の農業を守る観点から「協定の締結に反対し、国会で批准しないという対応をとるべき」との立場を鮮明にして国に対して強力な運動を展開すべきと考えるが、知事の所見を伺う。

知事；この度の大筋合意では、関税は維持されたものの、現時点では国別枠の設定に伴う国内の主食用米への影響がわからないことから、協定締結の是非を判断する段階にはないと考えている。国内対策の具体的な制度設計と国内の主食用米への影響について、国から早急に示して頂きたいと思っている。



## (4) 食品の安全性に対する懸念について

おさべ；遺伝子組み換え作物や添加物などを規制する食品安全基準が、米国の要求で緩和されるのではないかと懸念がある。政府は「食品表示で日本の制度の変更が必要な規定はない」と説明しているが、一方で協定では、自国の貿易に悪影響を及ぼす可能性がある場合、「協力的な技術的な協議を開始することができる」との規定が盛り込まれているなど、安全性に対する懸念が消えず、解消されない限りは協定の締結にも反対すべきであると考えているが、知事の所見を伺う。

知事；国は、TPP協定には、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、食品の安全が脅かされることはないとしている。しかし、不安や懸念の声があるのも事実で

あり、国は合意による影響と国内対策についての十分な説明を早急に行う必要がある。最終的には、国益を守れるが総合的に判断した上で、国会での批准の対応を決めるべきと考えている。

#### (5) I S D S 条項について

おさべ；I S D S 条項において、「外国企業に日本政府が訴えられる例が相次ぐのでは」「巨額の賠償訴訟得をおこされるのでは」との懸念に対して、協定では申し立て期間を 3 年半に制限することや、訴えられた国からの異議を優先的に取り扱うこの等一定のハードルも設けたが、これで懸念が解消されると考えているのか所見を伺う。

知事；議員ご指摘の懸念は、いまだ解消されてわけではないと考えている。

#### (6) 国民皆保険制度崩壊の懸念について

おさべ；国民皆保険制度について、協定の規定は公的医療保険制度には適用されないこととなり、制度は維持されることになったとしているが、今後、T P P への加入により、薬の価格決定の中央社会保険医療協議会にアメリカの製薬会社が参加し、薬の価格が高騰し、患者の自己負担の増大や国の財政の圧迫を招き、事実上国民皆保険制度は崩壊するのではとの懸念する声があるが、この懸念が解消されない限りは協定の締結にも反対すべきであると考えているが、知事の所見を伺う。



知事；国民皆保険制度が崩壊する危険性と協定の締結が、どの程度の蓋然性や因果関係を持つかどうかの問題だと考えている。最終的には、国益を守れるか総合的に判断した上で、国会での批准の対応を決めるべきと考えている。

### 3、原発問題について

#### (1) 国への要請事項について

おさべ；S P E E D I の活用をはじめ高線量下での作業、複合災害時の指揮系統の一本化に係る法的整備などの国への要請事項の解決は、当然に再稼働の議論を始めるための必要条件と考えるが、所見を伺う。また、これらの事項は福島事故の検証・総括においても重要であると考えているが、併せて所見を伺う。

知事；原子力発電所は運転していようと停止していようと事故のリスクがあり、避難計画の整備が必要であると考えている。一方、被ばくを避け得る避難計画の策定のためには、権限を持つ国でなければ解決できない課題があり、これらの解決が必要と考えている。また、議員ご指摘のとおり、国への要請事項は、当然に福島事故の検証・総括においても、重要であると考えている。なお、国への要請事項の解決は、避難計画を策定するための必要条件であり、再稼働については、手続きを含めて議論しない。

## (2) 原子力規制庁の対応について

おさべ；去る 8 月 31 日に開催された県の技術委員会で、原子力規制庁から「福島事故の分析中間報告」について、出席委員から分析結果が規制基準に反映されていないなど、中間報告に対する多くの疑問が投げかけられたが、この原子力委員会の対応について、所見を伺う。

知事；原子力規制庁から、福島事故の分析を踏まえ規制基準に反映された事項はない、との回答があった。事故の検証と得られた知見は、規制委員会の重要な責務であるため、しっかりその責務を果たして頂きたい。

なお、技術委員会の中島座長から、原子力規制委員会に対して、より議論を深めるために今後も技術委員会への参加を依頼しており、引き続き参加して頂き、より真摯に対応して頂きたいと考えている。

## (3) 技術委員会の事故検証について

おさべ；原子力規制委員会が福島原発事故の分析を中間報告として示したように、国における事故の検証は終わっていないと考える。また、県の技術委員会が、2012 年から同事故の検証に取り組み、現在も継続して議論を行っており、これまでに複数の事故調査委員会が異なる見解を示したものもあるが、本県の技術委員会は、これらの課題も含めて検証を進めるものと考えているが所見を伺う。

知事；議員ご指摘のとおり、複数の事故調査委員会が異なる見解を示しており、そうした課題も含めて検証をお願いしている。

## (4) 実効性のある避難計画の作成について

おさべ；県内で 2 番目に多い人口を抱える長岡市等 UPZ の市町は、国の原子力災害対策指針によれば放射性物質の放出後に状況に応じて避難することになっている。このため、これらの使用の避難は被ばくが前提とならざるを得ず、UPZ における安定ヨウ素剤の配布等の課題を踏まえると、実効性のある避難計画の作成は極めて困難と考えるが、所見を伺う。

知事；議員ご指摘のとおり、現状では、法制度や、組織体制、時限措置等、権限を持つ国でなければ解決できない課題があり、これらの解決なくしては、被ばくを避け得る避難計画はできないものと考えている。

#### (5) フィルタベントの検証について

おさべ；現在、柏崎原発 6、7 号機で新規規制基準に基づく適合審査が行われているが、今後、原子力規制委員会が、同原発を規制基準に適合すると判断しても、福島原発事故の検証・総括のないことのほか、県の技術委員会で議論されているフィルタベントと住民避難計画との整合性が確認されない限り再稼働はないものと考えているが、知事の所見を伺うとともに、技術委員会におけるフィルタベントの検証の進捗状況と今後の見通しについて伺う。

知事；福島原発事故の検証・総括がないまま策定された規制基準では、原発の安全確保はできない。また、規制基準には国際原子力機関の深層防護の考え方における、第 5 層の「過酷事故後の対策」の対策が欠落し、第 4 層の「過酷事故対策」も十分ではない。原発の安全が確保できない中、再稼働については、手続きも含めて議論しない。

防災局長；いかに健康に影響のある被ばくを避けるかという観点から、フィルタベントの運用と非難の整合性について、技術委員会に検証をお願いしている。現在、事故時の拡散シミュレーションが実施されているところであり、まずは、その結果を技術委員会において確認して頂き、確認結果を踏まえて、フィルタベントの仕様や防護対策が現状で十分か、整合性の確認をすることになると考えている。

#### (6) 東電旧経営陣の強制起訴について

おさべ；東電の勝俣恒久元会長ら旧経営陣 3 人が強制起訴され刑事責任が問われることになった。知事は再三「東電は事故の責任を誰もとっていない」と述べており、その意味では、事故の責任が明らかにされることが期待されるが、強制起訴されることについて改めて知事の所見を伺う。

知事；東電は、これまで自己責任を誰もとっておらず、総括も終わっていない。事故の当事者として、本当に厳粛な反省と真摯な姿勢があるとは思えない。司法の場で自己責任の所在が明確なることを期待している。なお、原発の安全確保のためには、刑事責任を明らかにするだけでは十分ではない。昨年、県が策定した、安定ヨウ素剤未調達事案等も含めて組織の問題を洗い出し、対策を行うことが必要と考えている。

#### (7) 東電のメルトダウン（炉心溶融）公表について

おさべ；県の技術委員会で、福島原発事故のメルトダウンの公表をめぐる動きについて東電から聞き取りを行い、「社長などが炉心溶融という言葉を使わないように指示したことはない」などの回答がされたようであるが、現場の一存で判断できるものではなく不自然であり、東電の隠ぺい体質は全く変わっていないと言わざるを得ないと考えるが、この東電の対応について知事の所見を伺う。

知事；技術委員会において、東電に質問したが、納得の得られるような回答はなされていない。東電の隠ぺい体質は変わっていないと思う。

防災局長；技術委員会において、東電が事故当時、対外的にメルトダウンの可能性すら認めていなかったことについて、関係者の認識や、社内での支持等について質問したが、あいまいな回答や趣旨と異なる回答をするなど、納得が得られるような回答は、なされていない状況である。

#### (8) ウクライナ視察について

おさべ；知事は10月にウクライナのチェルノブイリ原子力発電所等を視察し、その報告書の中で、「事故の真相は未だ闇に包まれている部分もあるとしながらも、地下水対策や被害者認定基準など国全体でその拡散防止や収束、救済や補償に関し、戦略的に大胆かつ統制のとれた対応を行ったと思われる点も多い。」としており、県の施策の参考にしたいと述べているが、具体的にどのように考えているのか所見を伺う。

知事；現地では、事故処理に携わった方や被害者を社会全体で支える仕組みを作るなど、現実と向かい合った合理的な対応がなされており、日本においても、そのような対応が必要ではないかと感じた。今回の成果については、現在、技術委員会で進めている福島原発事故の検証の内容と照らし合わせて活用してまいりたい。

## 4、教育問題について

#### (1) 少人数学級における下限設定について

おさべ；今年度から小・中学校のすべての学年において少人数学級が実施されたことは評価するが、「下限25人」の条件により、該当しない学校が小学校で89校、中学校で39校あり、問題を残していると言わざるを得ない。下限25人の解消に向け、県単での加配などの対応が必要と考えるが、教育長の所見を伺う。

教育長；本年 1 月に国が示した「公立小学校・中学校の適正規模、適正配置の手引き』でも触れられているが、児童生徒が一定規模の集団で、人間関係を学んだり切磋琢磨する経験をするなどして、社会性を育むことが重要であると考え、下限 25 人を設けている。これにより、少人数学級の該当しない学校には、少人数指導できるよう教員を加配している。

## (2) 養護教諭等の増員について

おさべ；教職員の多忙化解消は、定数改善なくして目に見える改善は難しいと考える。文科省では「チーム学校」として、教職員、専門スタッフ等が連携、分担して校務を担う体制の整備を進めようとしていると聞く。県としても、養護教諭や学校事務職員、栄養職員の複数配置の拡大やスクールソーシャルワーカー等の増員を国に要望すべきと考えるが所見を伺う。

教育長；これまでも、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に対して要望してきたところである。今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望してまいる。

## (3) 財務省の教職員定数削減方針について

おさべ；財務省は、公立小中学校の教職員の定数を今後 9 年間で約 3 万 7 千人削減するよう文科省に求めていく方針を示したが、この方針に対する教育長の所見を伺う。併せて、財務省の方針は教育現場の実情を無視したものであり、知事会や教育長会議で強く抗議するとともに、定数改善を強力に求めていくべきと考えるが所見を伺う。

教育長；学校の課題が多様化・困難化し、個に応じたきめ細かな対応がますます求められる中、教職員の機械的な削減は、到底容認できない。そのため、全国都道府県教育長会議や全国知事会を通じて、国に対して緊急要望したところである。

## (4) 中長期高校再編整備計画について

### (4) 1、平成 30 年度の再編整備計画について

おさべ；これまでの議論の中で、県立高校等の平成 30 年度の整備計画は、将来構想の中で併せて示すとされていたが、今回の素案では平成 30 年度に募集停止または学科改編を行うとして 4 校の具体校名は示されたが、それ以外は示されていない。一方で、報道では統廃合の検討対象となる学校名が出され、関係者の中で不安が高まっていると聞く。何故 4 校のみ具体校名が出され、他は出されないのか。地域の声を十分聴くためにも平成 30 年度の整備計画を早急に出すべきと考えるが所見を伺う。

教育長；このたび公表した仮称・「県立高校の将来構想」素案の中で、再編整備の概要を示し、そこでは平成 30 年度の再編整備対象を 4 校としているところである。30 年度の募集

学級の見込みについては、成案の公表に合わせて示したい。

#### (4) 2、就学機会の保障について

おさべ；県立高校の適正規模について、前中長期計画では、「就学機会の保障の観点から、中山間地域や豪雪地等にある学校は標準を下回る場合もある」とした但し書きが、今回の将来構想素案にはない。この但し書きについてこれまでどのように総括し、中山間地域における就学機会の保障についてどのように考えているのか所見を伺う。併せて、素案では「他にない特色ある教育活動を展開する上で、あえて小規模が妥当とする学校もあり得る」としているが、想定される学校があるのか伺う。

教育長；前計画では、中山間地等で小規模校を維持してきた例もあるが、現状では、必ずしも地元の生徒が多く志願しているとは言えない学校も見受けられる。このような学校は、県外を含む地域外からも生徒が集まってくるような特色ある取り組みについて、地元と協力しながら進めていくことが大切であると考えている。

小規模を妥当とする学校は、全国的にも数少ない特定分野に特化した教育活動を行う学校を想定しており、現時点では、海洋高校が1つのケースであると考えている。

#### (4) 3、学科総合型の産業高校について

おさべ；これまで本県は、県立高校の複数の専門学科を総合学科に集約してきたが、今回示された将来構想素案では、学科総合型の産業高校としているが、これらはどのように違うのか所見を伺う。また、複数の校舎を維持する「校舎制」についてどのように考えているのか所見を伺う。

教育長；「学科総合型の産業高校」は、複数の専門学科からなり、学科横断的な学習を可能とする高校であり、従来からの総合学科は、普通教育と専門教育を総合的に施す学科であります。本構想では「総合選択制の高校」に分類していきたい。また、「校舎制」については、今後の検討課題と考えている。

#### (4) 4、エリアの設定等について

おさべ；県立高校の学校・学科の配置について、将来構想案では、従来の「通学区域を基にした8つのエリア」を「現在の市町村を基に6つのエリア」に広げるとしている。そのような中で学校の統廃合が進めば、遠距離通学の拡大や、通学に係る経済的負担の増大が予想されるが、助成などの対応も含めどのように考えているのか所見を伺う。

教育長；この度の素案の策定において、市町村合併が進んだことなどにより、県民の意識や生活圏が変化したこと、通学範囲が従来に比べて広域化していることなどの実態に合わ



せ、現在の市町村を基に 6 つのエリアを設定し、検討することとしたものである。検討にあたっては、各エリアの状況をふまえ、県外からの入学も念頭に置きながら、必要な学校・学科等をバランスよく配置することとしており、これまでと比べて著しい通学距離の拡大や通学不便が生じることはないものと考えている。

#### (5) 中高一貫教育高の位置づけ等について

おさべ；本構想では、中等教育学校も含めて「県立高校」として示している。中等教育学校は、現状では、ほとんどの生徒が大学等上級学校への進学を目指していることから、「大学進学を重視した学究型の高校」として位置付けることとしている。また、単位制・通信制の高校は、「エンカレッジノ高校」に分類し、きめ細かな学習指導や相談体制の充実を図るとともに、キャリア教育等を通して、個性を尊重し、豊かな人間性や社会性を育むことに努めてまいりたい。

## 5、福祉・医療問題について

### (1) 児童相談所について

#### (1) 1 児童福祉司の配置について

おさべ；本県の児童相談所における職員の配置、とりわけ児童福祉司の配置について、他県との比較も含めどのように認識しているのか所見を伺う。

福祉保健部長；厚労省の調査では、人数については、人口当たりの児童福祉司の職員数は全国平均を上回っている。児童虐待などの取り扱い事案の数が増加するとともに、複雑化しているため、他県との比較より、現場が十分な対応ができるかどうかの方が重要と考えている。今後も、相談件数の増加や現場の状況等を踏まえ、必要な児童福祉司の配置に努めてまいる。

#### (1) 2、里親委託の担当職員の配置について

おさべ；本県の里親委託率は全国 1 位とのことであり、里親委託を推進する上では里親を支援するための担当職員の適正配置が欠かせないと考えているが、本県における担当職員の配置状況について、他県との比較も含めどのように認識しているのか所見を伺う。

福祉保健部長；県内の児童相談所においては、里親支援は児童福祉司が担当している。他県では、本県同様、児童福祉司が担当するほか、嘱託員等により対応しているところもあり、一概に比較は難しい。また、児童養護施設・乳児院が里親支援担当の職員を担当している例もあり、本県では、県内の施設への働きかけを行ってきたが、今年度から乳児院 1 か所で取り組みが開始された。引き続き、児童養護施設・乳児院と協働し里親への支援体

制に努めてまいる。

### (1) 3、児童相談所一時保護所の状況について

おさべ；本県の児童相談所一時保護所について、児童 1 人当たりの居室等のスペースや担当職員の配置状況等について、どのような状況にあると認識しているのか、今後、どのように対応していくのか所見を伺う。

福祉保健部長；一人あたりの居室面積については、設置基準を満たしており、担当職員についても、適切な配置を行っている。しかし、児童虐待件数が増加し、相談内容も複雑・困難なものが多くなっている状況もあり、緊急の虐待対応により、複数児童が同時に入所する場合や、児童の特性に応じて、職員の個別対応が必要となる場合があると認識している。いずれにせよ、今後も、保護が必要な児童に対し、十分な支援が行えるよう、必要に応じ、一時保護所の機能強化に努めてまいる。

### (2) 子供の貧困対策について

おさべ；子どもの貧困対策について、2013 年の国民生活基礎調査によれば、日本の子供の貧困率は、2012 年には過去最高の 16.3%に達している。特にひとり親家庭等の貧困率が 54.6%に達し、極めて深刻な事態であると言わざるを得ないが、本県におけるひとり親家庭の実態について伺うとともに、どのように認識しているのか伺う。また、県としても何らかの対策が必要と考えるが、知事の所見を伺う。

知事；子供の将来が生まれ育った環境によって左右されないことのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖しないようにしていくことは重要と認識している。県として、「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「教育の支援」の 4 つを柱にした支援を行っている。

福祉保健部長；ひとり親家庭の実態について、平成 22 年の国勢調査での、本県のひとり親家庭の世帯数は、平成 17 年の前回調査より増え、11,512 世帯となっている。県の調査によると、年収については、母子家庭では約 6 割、父子家庭では約 3 割が 200 万円未満の低い水準であり、経済的に厳しい状況にある。また、就労状況については、ひとり親家庭のほとんどが就労しているが、母子家庭では 5 割、父子家庭では約 1 割が非正規就労となっている。

### (3) 地域密着型サービスの普及について

おさべ；小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの普及に向けた取り組み及び整備の進捗について、本県における現状と課題を伺うとともに、今後さらに拡充に向けて

どう取り組んでいくのか知事の所見を伺う。

知事；地域密着型サービスは、高齢者が介護が必要となっても、可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援するサービスであり、その充実は極めて重要と認識している。県として、地域における高齢者の生活を可能にするため、整備が進んでいる小規模多機能型居宅介護サービスを基軸に地域密着型サービスの全県的に取り組んでまいらる。

福祉保健部長；地域密着型サービスの拡充に向けた現状と課題について、現在、小規模多機能型居宅介護は 174 か所、認知症グループホームは 236 か所、地域密着型特養は 90 か所であり、5 年前と比べ、それぞれ 2 倍、1.5 倍、4.6 倍に増加し、高齢者の地域での暮らしを支えるサービス基盤の整備が進んできていると考えている。

しかし、地域によって整備数に差があることや、県民に利点が十分に理解されていないサービスがあるなどの課題があるため、普及促進に向け、市町村に働きかけるとともに、県民への周知に努めるなどきめ細かな対応に取り組んでまいらる。

#### (4) 看護職員の育児支援等について

おさべ；厚労大臣は、一億総活躍国民会議で第 1 子出産前後の女性の継続就業率について、60%程度を目指したいと表明し、育児休業制度を見直し、非正規雇用労働者の育児休業取得を促進するなど、育児支援に取り組むとしている。本県においても、出産・育児を機に退職する看護職員が多い実態にあると聞かすが、県立病院及び県内医療機関での退職の実態を伺うとともに、育児支援を推進することは、人材確保にもつながるものと考えているが、今後、国の方針を受け、県としてどのように帝王していくのか知事の所見を伺う。

知事；看護職員の離職防止のために、育児支援の推進は重要な施策であり、議員指摘のとおり人材確保につながると考えられる。県としては、院内保育や短時間勤務の導入等、看護職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備により、育児支援の推進に努めてまいらる。

福祉保健部長；県内病院における看護職員の退職の実態について、日本看護協会の看護職員需給状況調査によると、本県の離職率は平成 25 年度 7.6%であり、全国の 11.0%と比べ低い状況になっている。また、県内病院に対する看護職員の退職状況調査によると、家事・育児・出産を理由に退職するものは毎年 100 人前後で、定年退職を除く退職者全体に占める割合は 1 割程度となっており、決して全国と比べて退職看護職員が多い実態にあるわけではない。

病院局長；県立病院における看護職員の退職の実態について、前述の看護協会調査によれば、本県病院局の離職率は、平成 25 年度は 3.7%であり、全国自治体病院の 7.6%に比べ、低い状況になっている。また、過去 5 年間に於いて、出産・育児を理由とした普通退職者は、平均 5 人程度で、普通退職全体に占める割合は 1 割程度となっており、決して全国と比べて退職看護職員が多い実態にあるわけではない。